

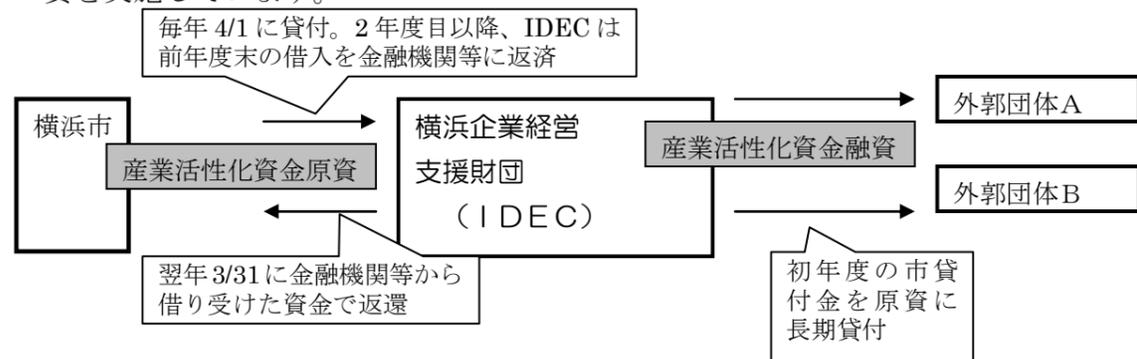
I 横浜企業経営支援財団（IDEC）の融資事業見直しに伴う補正について 【議案書 5、7 ページ、説明書 77、88 ページ】

1 事業の経緯

- (1) 平成 2 年度
社団法人横浜市中心企業総連合会（現、財団法人横浜企業経営支援財団（以下、「IDEC」という））を実施主体に、工業団地や商店街の共同化事業などを対象に、政策的な融資事業として「産業開発資金」を実施。
- (2) 平成 19 年度
制度改正を行い
 - ・対象事業に企業誘致促進インフラ整備支援、特定協約団体の経営改善支援等を追加
 - ・融資方法に IDEC による直接貸付を追加、「産業活性化資金」と名称変更

2 融資の仕組と問題点

- (1) 融資の仕組（直接貸付）
本市から事業主体である IDEC に対し貸付を行い、IDEC から低利な政策的融資を実施しています。



- (2) 問題点
 - ・産業活性化融資は、市からの短期（単年度）貸付金を原資に、実質的には市から各外郭団体等への政策的な融資でありながら、IDEC が融資を実行している。そのため、市として各外郭団体等への貸付の妥当性などを把握しにくい仕組となっています。
 - ・市と IDEC との間の短期（単年度）貸付についても、実質的には長期にわたる貸付になっています。

3 補正での対応

- (1) IDEC による外郭団体等への直接貸付の廃止
上記の問題点を早期に解決し、外郭団体等の健全性を担保するため、IDEC から外郭団体等への融資（直接貸付）を廃止します。それに伴い、既存の貸付残高については、本市が各外郭団体等（5 団体）に長期貸付を行うこととし、2 月補正で長期貸付金を計上します。
- (2) 市が貸付を行う理由
 - ・各外郭団体等が IDEC から貸付を受けて行ってきた事業は、公共性・公益性が高く、事業の継続が必要
 - ・IDEC からの融資は低利（年 1.5%）であり、今回の見直しで各団体の経営状況を悪化させることがないよう、同じ条件で貸し付けることが必要

4 補正内容

- (1) 歳出補正 【議案書 5 ページ、説明書 77 ページ】

- ア 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団貸付金
「横浜バイオ産業センター」（鶴見区末広町）の整備資金として借入れた産業活性化資金を本市からの貸付金に変更します。

本市貸付金	利 息	最終返済日
1,372,600 千円	年利 1.5%	平成 40 年 12 月 25 日

- イ 社団法人横浜市工業会連合会貸付金
研究開発型企業の賃貸型試作スペース「T3（鳥浜トライ&トライアルステージ）」（金沢区鳥浜町）の整備資金として借入れた産業活性化資金を本市からの貸付金に変更します。

本市貸付金	利 息	最終返済日
46,000 千円	年利 1.5%	平成 40 年 3 月 27 日

- ウ 株式会社横浜国際平和会議場貸付金
18 年度の本市からの短期貸付金を 19 年度に産業活性化資金に切り換えたものを本市からの長期の貸付金に変更します。

本市貸付金	利 息	最終返済日
16,000,000 千円	年利 1.5%	平成 39 年 3 月 25 日

- (2) 債務負担行為補正 【議案書 7 ページ、説明書 88 ページ】

- ア 株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償
施設改修工事のために行う金融機関からの借入に対し、損失補償を設定。産業活性化資金を活用して資金調達する予定でしたが、当該融資制度の見直しを行うこととなったため、民間金融機関からの借入に変更します。

期 間	限 度 額
平成 21 年度から 平成 41 年度まで	借入限度額 1,761,000 千円 借入先 市中の金融機関等 借入時期 平成 22 年 3 月 利 率 年 7.0%以内 償還方法 借入れの月から 20 年以内に償還

Ⅱ 事業の執行見込みに合わせた減額補正

【議案書 5 ページ、説明書 77 ページ】

1 企業立地促進条例による助成事業 ▲109,444 千円

市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図るため、企業立地等促進特定地域において、立地した企業に対して、助成金を交付します。

〈補正理由〉

- 平成20年度認定見込みだった企業立地等事業計画について、申請の取下げ等があったため、認定状況に合わせて減額します。

2 ものづくり経営革新設備投資促進事業 ▲31,578 千円

製造業を営む中小企業の技術・製品の高度化、CO2削減、防災対策等経営革新のための工場等の新增設や設備投資をする際に、経費の一部に対し助成を行います。

〈補正理由〉

- 一昨年秋の世界的経済危機に端を発した企業活動全般に及ぶ急激な景気の落ち込みの影響を受け、市内中小製造業の工場新增設及び製造設備に対する投資意欲が減退し、申請企業数が著しく減少したため、申請額に合わせて減額します。

Ⅲ 株式会社横浜アリーナの減資に伴う出資金の返還による歳入補正

【議案書 3 ページ、説明書 63 ページ】

※資本金100億円⇒約50億円

※株式数及び出資比率に変更はありません

1 株式会社横浜アリーナの概要

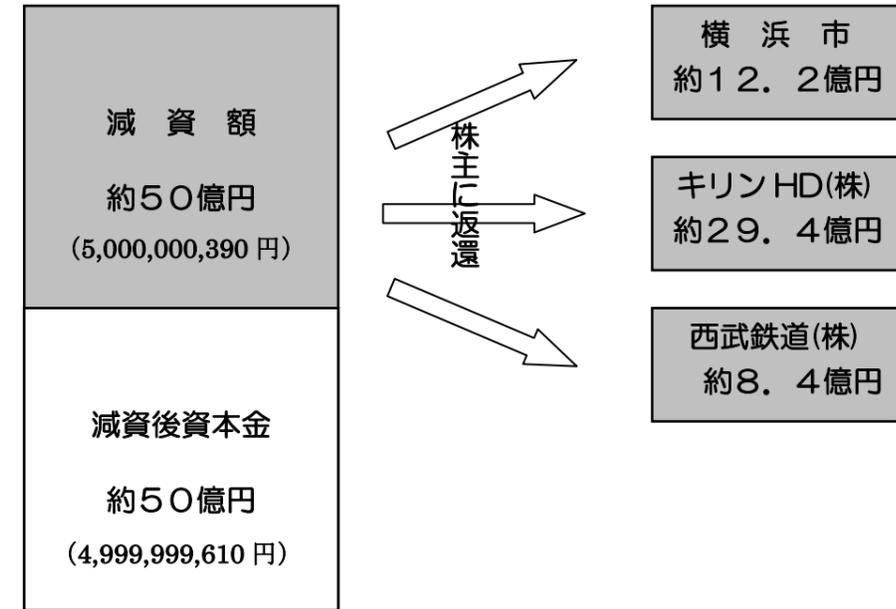
- (1) 所在地 港北区新横浜三丁目10番地
- (2) 代表取締役社長 塚原 一浩 (麒麟ビール (株))
- (3) 設立年月日 昭和61年11月5日
- (4) 資本金 100億円
- (5) 株主

	株数	出資比率%
麒麟ホールディングス (株)	70,000	58.8
横浜市	29,000	24.4
西武鉄道 (株)	20,000	16.8
計	119,000	100.0

2 補正内容

(1) 出資金の返還

株式会社横浜アリーナでは、現在、施設の管理運営と施設の維持補修のための資金確保を中心に運営を行っているため、同社の経営内容に合わせて資産効率の改善を図るとともに、株主3者の資金需要の高まりなどから、健全経営が可能な範囲内で減資を行い、各株主に持株数に応じて出資金を返還することになりました。



(2) 補正金額

歳入補正 18 款 財産収入 2 項 財産売却収入 4 目 出資金返還収入
1,218,487 千円

【参考】 減資後の資本構成等

単位 (千円)

	麒麟ホールディングス (株)	横浜市	西武鉄道 (株)	合計
減資前資本金	5,882,353	2,436,975	1,680,672	10,000,000
減資額(返還額)	2,941,177	1,218,487	840,336	5,000,000
減資後資本金	2,941,176	1,218,488	840,336	5,000,000